

【別 冊】

市 町 村 事 例 集

目 次

1. 静岡県沼津市（人口：210,736人）・・・・・・・・・・ 1
2. 大阪府枚方市（人口：403,666人）・・・・・・・・・・ 12
3. 大阪府門真市（人口：133,924人）・・・・・・・・・・ 23
4. 兵庫県明石市（人口：292,081人）・・・・・・・・・・ 33
5. 兵庫県加古川市（人口：266,224人）・・・・・・・・・・ 44
6. 福岡県前原市（人口：68,872人）・・・・・・・・・・ 50

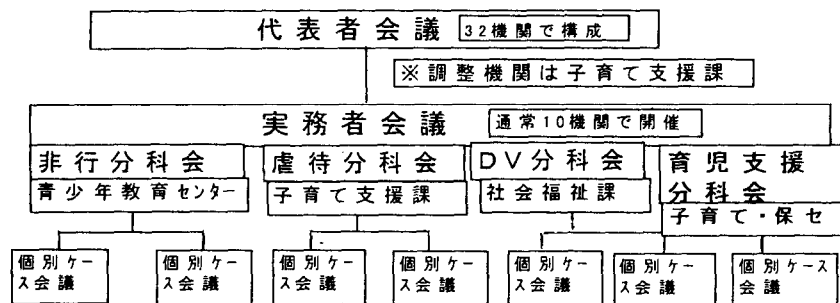
静岡県沼津市	ネットワーク設置年月日：H12.04.01 協議会設置（移行）年月日：H18.07.19
人口：210,736人 (18.4.1現在)	子どもの数（15歳未満） 28,217人（18.4.1現在）

調整機関（中心的な職員＝◎）
調整機関の担当課：福祉事務所 子育て支援課こども相談係、8
(市家庭児童相談室)

◎係長（兼社会福祉主事）	1名	常勤	専任
主査（保育士）	1名	常勤	専任
主任	1名	常勤	専任
保育士	1名	常勤	専任
家庭相談員	4名	常勤	専任

協議会の構成・メンバー

沼津市要保護児童対策地域協議会組織図



平成18年度会議開催数（見込み）

- 代表者会議 2回（内1回は研修会）
- 実務者会議 11回
- 個別ケース会議 100回 ※市民向け講演会 1回

市要保護児童対策地域協議会構成員

国・県（6）	市（7）	法人（3）	法人以外（16）
家庭裁判所沼津支部 法務局沼津支局 県東部健康福祉センター	子育て支援課 障害福祉課 市消防本部	沼津市医師会 沼津市歯科医師会 社会福祉協議会 注 赤色は調整機関	人権擁護委員協議会 県弁護士会沼津支部 市校長会 市私立幼稚園協会 市保育園連盟 市小中PTA連絡協会 市補導委員会 市青少年を健康やかに育てる会 市自治会連合会 市民生児委員協議会 市健全育成地域相談員 市健康づくり推進員協議会 市里親会 市放課後児童クラブ連絡協議会 ファミリーサポートセンター その他

- (1) どのような手順で設立し、運営していったのか。
(どのようにレベルアップを図ってきたのか。)

【実務者会議】※虐待ネット時代は代表者会議未設置

- ①虐待問題が深刻化するなかで、市児童福祉担当現場からネットワーク設置の機運が盛り上がり、児童相談所から強かにバックアップしてもらったなか平成12年4月に4機関で実務者会議を設置
- ②子育て支援課（当時児童福祉課）が事務局役を担う中で、担当者が定期的に顔をあわせる中で、継続したケース検討を行ったり、各機関からみた虐待やその対応を報告すること、専門的な知識の研修を行うなどした。
- ③その後、実務者会議に警察や教育相談所などの参画を経て、構成機関を増やすと共に、教員や医療機関職員などとの合同研修などを行うなどして連携の幅を拡げた。
また、要保護児童対策地域協議会設置以前は、代表者会議を設置していなかったが、時には関係機関管理職や団体代表者なども含めたかたちで実務者会議を開催して理解を深める機会を持った。
- ④当初、児童精神科医師をスーパーバイザーとして委嘱しケース検討などネットワークの基礎作りに多大な貢献を頂いた。その後、固定したスーパーバイザーの確保が出来ていないが、内容に応じて市内の開業医や弁護士などに参加してもらおうなどすることで地域での相互連携にも役だっている。
- ⑤実務者会議で大事にしてきたのは顔つなぎと、互いが良く知り合うことで、日頃の実務の連携がスムーズに進む事を心がけた。
- ⑥実務者会議では、児童虐待防止や予防に関する事業の学習や調査を行うなどした。このことは共通理解を進め事業の具体化に大いに役立った。
- ⑦主任児童委員に地域のパイプ役を担ってもらうために、実務者会議については、代表者のみの参加でなく、出席可能な人には出席してもらってきた。

【個別ケース会議】

- ①個別ケース会議は、要保護協議会設立までは、児童相談所主催のものと市主催のものとの2通りとし主催者を明確にして実施してきた。現在は要保護協議会主催というかたちになるが、どこが主機関かは明確にするように心がけている。
- ②保健センターや子育て支援センターなど日頃関係深い機関からの通告は、緊急受理会議に当該機関に参加してもらい受理段階で個別ケース会議を合わせて行うようなかたちをとった。
- ③それ以外の学校・保育所・医療機関など関係機関からの通告の場合、緊急受理会議以降できるだけ早い時点で当該機関を訪問して情報の再確認と緊急受理会議の方針を元にした役割分担などについて協議している。
- ④ケース検討会については、初回会議時に役割分担や各機関の取り組みの集約方法等も確認し、次回会議の開催時期を決めたり、経過によって再招集するなどの確認を出来る限り行っている。
- ⑤可能な限り、地域担当の主任児童委員に出席をお願いしている。

①ネットワーク、協議会が設立された背景

○ネットワーク（平成12年4月設置）

- ・背景 市内でも虐待事案が増加したこと。虐待防止法施行の準備が進められていたこと。所管児童相談所の働きかけがあったこと。
- ・中心 子育て支援課（当時児童福祉課）家庭児童相談室職員及び家庭相談員

○協議会（平成18年7月19日設立）

- ・背景 ①法改正で設置が求められたこと
②個人情報保護条例の制定など個人情報の取り扱いに格段の配慮が必要となったこと。
- ・中心 子育て支援課が中心となり、分科会事務局を構成する教育委員会（非行分科会）と福祉事務所社会福祉課（DV分科会）と共同で準備
- ・備考 ネットワークがしっかり出来ていたので、協議会設置はネット時代にはなかった代表者会議の設置を含めてスムーズに進んだ。

②設立まで

ネットワークの設置が比較的早く、モデルになる自治体も少なかったが、先進地の調査を行ったり、講師として招いて関係者が話を伺うなどした。

③設立後当初

設立までにあった過去の事例や失敗事例を含めて、ケース検討を繰り返し行い、その対応や関係者の連携のあり方についての共通理解を深めた。

④1年目

設立当初と同様、参加機関からの事例提供に基づくケース検討を実施した。

⑤2年目以降

事例検討に加えて、各機関の業務内容を相互に知り合うための学習会や各種事業の先進地の取り組みを学ぶ機会などを設けた。

病院関係者との合同研修会を持ったり、教員に対するアンケート調査を行うなどして関係機関への啓発と相互理解の強化を行ってきた。

（2）ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ①実務者間の顔がつながり日々の連携がスムーズに進むようになった。
- ②互いの機関の特性が理解できるようになり、連携がスピーディに進むようになると共に、事案のたらい回しが無くなった。
- ③継続して会議をもつなかで、防止や予防施策について事業提案ができたり、より地域特性にあったかたちの事業にできてきた。
- ④関係機関上層部が日々のケース対応を含めて虐待に対する理解とネットワークの大切さについて理解を深めてもらうことができた。

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- ① 目的は形式的な協議会設置にあるのではなく、実効あるネットワークの構築である。一機関や担当者が要綱案を作成して進めるのではなく、手間はかかるが関係者がきちんと論議して設立をすること。そのことそのものがネットワーク作りである。
- ② 先進地に学ぶ事は大切であるが、他所の自治体のものをそのままもってきてもうまくいかない。その地域の風土や地域性を考慮すること。先ずは地域の状況を確認して進めることが大切。
- ③ どこの市町村も「仕事は増え、人は増えない」状況にある。既存会議や組織の再編なども考慮を。
- ④ なんと言っても児童虐待の専門機関である「児童相談所」。市町村支援もその重要な仕事となっている。児童相談所の力を最大限借りると、その後の連携もうまくいく。

沼津市要保護児童対策地域協議会設置経過

1. これまでの取り組み

(1) 沼津市児童虐待防止会議設置

- ①設置 平成12年4月1日（要綱による設置）
- ②目的 児童虐待防止及び予防のための市レベルのネットワーク会議
- ③構成機関 県 東部児童相談所 沼津警察署（少年サポートセンター）
市 市民福祉部 子育て支援課（こども相談係・子育て支援センター）
健康づくり課（保健センター）
教育委員会 学校教育課 青少年教育センター
関係機関 主任児童委員連絡会
- ④事務局 子育て支援課（こども相談係）
- ⑤内容
 - ・毎月1回実務者会議を開催し、事例検討や各構成機関の共通理解を深めるための研修などを開催する。（予防的なものも視野に）
 - ・個別ケースネット会議は、子育て支援課か児童相談所主催により別途開催

(2) 七者会議

- ①設置 昭和50年 3月17日（前身となる会議の開始）
- ②目的 非行少年に関する情報交換と協議
- ③構成機関 国 静岡保護観察所沼津駐在官事務所
県 県東部児童相談所 沼津警察署（県東部教育事務所は退会）
市 教育委員会 学校教育課 青少年教育センター
市民福祉部 子育て支援課
- ④事務局 教育委員会青少年教育センター
- ⑤内容 毎月1回実務者が非行事例についての情報交換を行う

2. 要保護児童対策地域協議会設置に向けての検討

- (1) 沼津市の場合、要保護児童対策地域協議会で取り扱う主要議題である「児童虐待」と「非行」については、それぞれ既存の会議が存在したため、それぞれの会議であり方を検討。（17年度）
両会議を「市要保護児童対策地域協議会」の中に位置づけることで合意。
- (2) 実務者会議については、両会議とも実績があり特に問題がないため、両会議とも当面は継続開催することとする。
- (3) 代表者会議については、両会議とも設置してこなかったことや構成機関が重複するため、一つの会議とする。
- (4) DV（ドメスティックバイオレンス）については、その目撃による心理的影響が児童虐待の範疇の一つに定義されるなど関連領域であり、DVネットワークの設置も検討されているため要保護児童対策地域協議会に包含する。
- (5) 19年4月より事業開始予定の育児支援家庭訪問事業に伴い、その事業進行とケース管理のために育児支援部会を設置する。

3. 沼津市要保護児童対策地域協議会の構成図



沼津市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

告示第 164 号

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童の早期発見と適切な保護を行うこと及びドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)により保護する必要が生じ又は必要が生ずるおそれのある児童(以下「DV被害児童」という。)への適切な対応を行うため、法第 25 条の2第1項の規定により沼津市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次の各号に定めるものとする。

(1) 要保護児童及びその保護者並びにDV被害児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)の情報交換に関すること。

(2) 要保護児童及びDV被害児童の適切な保護を図るために必要な情報交換に関すること。

(3) 要保護児童及びDV被害児童に対する支援内容に関すること。

2 前項に規定する要保護児童等に関する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 虐待に関する情報

(2) 遺棄、迷子に関する情報

(3) 養護に関する情報

(4) 障害に関する情報

(5) 非行に関する情報

ア 不良行為に関する情報

イ ぐ犯行為に関する情報

ウ 触法行為に関する情報

(6) 育成に関する情報

ア 育児・しつけに関する情報

イ ひきこもりに関する情報

(7) 保健に関する情報

(8) 学校に関する情報

ア 生徒指導に関する情報

イ 不登校に関する情報

(9) DVに関する情報

ア 配偶者からの暴力に関する情報

イ 被害児童保護に関する情報

(10) その他児童の保護及びDV事案に対する対応に必要な情報

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表第1に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるものとする。

(調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、沼津市市民福祉部子育て支援課とする。

2 調整機関は次の業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 協議会の議事運営
- (3) 協議会の議事録作成及び資料の保管
- (4) 支援の実施状況把握及び関係機関等との連絡調整
- (5) 関係機関等による支援の実施状況の把握
- (6) 把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整及び個別ケース検討会議におけるケース検討の調整

(会議)

第5条 協議会に、次の会議を置く。

(1) 代表者会議

ア 会議の構成員は協議会構成員の代表者により構成する。

イ 本会議に会長を置き、沼津市福祉事務所長をもって充てる。

ウ 本会議は、次の事項を協議する。

- (ア) 要保護児童及びDV対策事業の総括
- (イ) 実務者会議の活動に対する指導助言

エ 会議は、会長が招集する。

(2) 実務者会議

ア 会議の構成員は、実際に児童虐待又はDVの相談及び援助にあたっている者により構成するものとし、別表第2に定める。

イ 本会議は次の事項を協議する。

- (ア) 要保護児童又はDV被害児童の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握
- (イ) 要保護児童対策又はDV被害児童対策を推進するための啓発活動
- (ウ) 協議会の年間活動計画の策定と代表者会議への報告

ウ 本会議は、年間会議計画に基づき概ね月1回開催するものとし、会議の内容によっては、分科会形式をとることができる。

(3) 個別ケース検討会議

ア 会議の構成員は、個別の要保護児童及びDV被害児童の案件に直接かかわりを有している各機関の担当者、関係者及び実務者会議の構成員とする。

イ 本会議は、次の事項を協議する。

- (ア) 要保護児童及びDV被害児童の状況把握と問題点の確認
- (イ) 支援の経過報告及び支援に必要な情報の交換
- (ウ) 支援方針の確認と役割分担の決定
- (エ) 事案の主担当機関の確認
- (オ) 次回会議の開催必要性検討と日程設定

ウ 開催

個別ケース検討会議は、必要に応じ随時開催するものとし、主たる担当機関又は調整機関が招集する。

(守秘義務)

第6条 法第25条の5の規定に基づき、協議会の構成員(団体、個人を問わない。また、構成員であった者を含む。)は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	関係機関等の名称
国及 び地 方公 共団 体	静岡家庭裁判所沼津支部
	静岡地方法務局沼津支局
	静岡保護観察所沼津駐在官事務所
	静岡県東部健康福祉センター
	静岡県東部児童相談所
	沼津警察署
	沼津市市民福祉部社会福祉課
	沼津市市民福祉部子育て支援課
	沼津市市民福祉部障害福祉課
	沼津市市民福祉部健康づくり課
	沼津市教育委員会学校教育課
	沼津市教育委員会青少年教育センター
	沼津市消防本部
法人	沼津医師会
	沼津市歯科医師会

	沼津市社会福祉協議会
法人 以外	沼津人権擁護委員協議会
	静岡県弁護士会沼津支部
	沼津市校長会
	沼津市私立幼稚園協会
	沼津市保育園連盟
	沼津市小中学校PTA連絡協議会
	沼津市補導委員会
	沼津市青少年を健やかに育てる会連絡協議会
	沼津市自治会連合会
	沼津市民生委員児童委員協議会
	沼津市主任児童委員連絡会
	沼津市青少年健全育成地域相談員
	沼津市健康づくり推進員連絡協議会
	沼津里親会
	沼津市放課後児童クラブ連絡協議会
	ファミリー・サポート・センター
	その他、代表者会議において適当と認める機関

別表第2(第5条関係)

静岡保護観察所沼津駐在官事務所職員
静岡県東部児童相談所職員
沼津警察署職員
沼津市市民福祉部社会福祉課職員
沼津市市民福祉部子育て支援課職員
沼津市市民福祉部障害福祉課職員
沼津市市民福祉部健康づくり課職員
沼津市教育委員会学校教育課職員
沼津市教育委員会青少年教育センター職員
沼津市少年補導委員

沼津市主任児童委員

その他、協議会構成機関の職員のうち実務者会議において適当と認める者

大阪府枚方市	ネットワーク設置年月日：H12. 2 協議会設置（移行）年月日：H17. 4
人口：403,666人 (H17.4.1現在)	子どもの数（15歳未満）：72,118人 (H17.4.1)
調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：福祉部子育て支援室相談入所担当グループ、2名 ◎家庭児童相談室 相談員 常勤・専任 事務職員 常勤・兼任	
協議会の構成・平成18年度の会議開催数（見込み） ○代表者会議：年2回 ○実務者会議：12回 内実務者メンバー夏期研修1回を含む ○運営会議：11回	
協議会メンバー： 代表者：子ども家庭センター【児相】、保健所、子育て支援室、障害福祉室、保健センター、市民病院、教育委員会（児童生徒課、青少年課）枚方警察、枚方消防組合、私立保育園園長会、私立幼稚園園長会、松心園、弁護士 各機関の課長職 子育て支援室は室長、福祉事務所長（福祉部長） 実務者：虐待対応課ケースワーカー（子ども家庭センター【児相】）保健師（保健所）、室長・課長・事務職員・家庭相談員（子育て支援室）、ケースワーカー（障害福祉室）、保健師・心理相談員（保健センター）、小児科医長・ケースワーカー（市民病院）、指導主事（教育委員会 児童生徒課）留守家庭児童会室担当事務職員（教育委員会 青少年課） 運営会議：虐待対応課ケースワーカー（子ども家庭センター【児相】）保健師（保健所）、室長・課長・事務職員・家庭相談員（子育て支援室） 平成19年度より保健センター保健師も参加予定	
(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。) ①設立まで ○国のエンゼルプラン、大阪府の子ども総合ビジョンをふまえて、平成10年に「枚方市子ども育成計画～子どものえがおいきいきビジョン」を策定。その中の施策目標の1つとして「子どもの人権擁護の推進」があり、それを受け、庁内関係課による「子育て支援推進会議」が数回開	

かれた。その中で、特に児童虐待は最重要課題であることを認識されたあと、枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱によって会議を発足した。

②設立後当初

- 初回は、代表者会議で、弁護士による「虐待防止を市町村でどう考えるか」などを中心に講演してもらい、各代表者からそれぞれの機関における児童虐待への関わりと機関の役割について、自己紹介を兼ねて報告してもらった。
- 会議の内容については、事務局3機関【現・運営会議】で、会議の運営や方向性を話し合う会議を、事前に行った。
- 実務者会議では、各機関の役割について1回につき3機関ほど限定して、丁寧に報告をしてもらった。それによって、機関の役割のほか、機関の現状や限界、課題などが明確になった。また、「なぜ、こうしてくれないのだ」とわからずに機関を責めるのではなく、相手の立場や難しさを理解できるようになったと思われる。

③1年目

- 教育機関については、児童虐待がなかなか馴染みがなく、意識を高めるためにも、小学校の事例を中心に、会議で取り扱った。

④2年目以降

- 多問題家庭やネグレクトの乳幼児の子どもがいる家庭への援助を中心に、ケース検討を行った。その中から、虐待を要件として保育所入所することを、代表者会議に提言し、実務者会議の中で承認されたケースについての保育所入所が可能となった。
- 虐待を要件とした保育所入所に関しては、2～3年ごとにケースの見直しを行い、保育所入所したことによって改善したところと問題点として残っているところなどを明確にし、より適切な保育所のあり方や役割について検討している。
- メンバーは、障害福祉室と市民病院が途中から参加することとなった。基本的には公的機関に限り、虐待に関して責任を持ち、実際にケースに関わる機関を対象とした。これは、参加機関が増えすぎて、十分に討議ができなくなることを防ぐためである。テーマに応じて、学校、民間・NPOなどの参加も呼びかけている。
- 年に1回程度、「日頃疑問に思うことを話し合う」「会議の進め方について」など、思いを語り合う時間を設けてきた。特に制度や法律の改正によって、常に変化を続ける状況であるため、機関への不信感や会議への不満感を表面化させ、前向きに会議が行えるように工夫している。
- 年度の初めに、1年間のテーマを一応きめている。たとえば、「親支援」「かかわりの困難な保護者への対応」など。

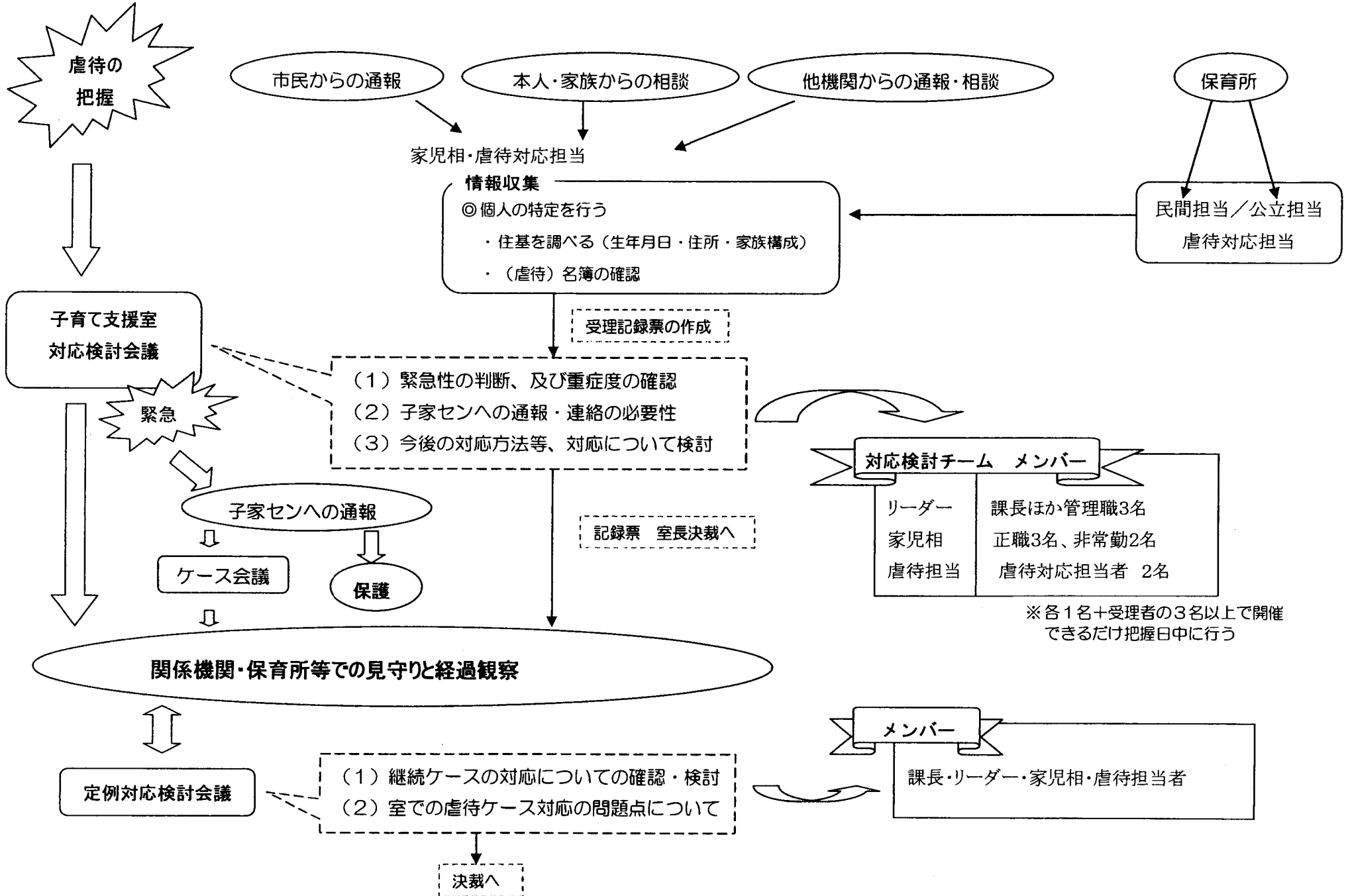
○平成14年度と17年度には、関係機関に対する意識調査と現状の把握のために、アンケート調査を行い、枚方市のニーズに応じた市独自のマニュアルの作成と改正を行った。アンケートの対象は、子どもに関わる教育機関・保育所などの施設、病院・医院、民生委員など職員全員を対象とし、そのことが全体への啓発にもつながったと考える。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

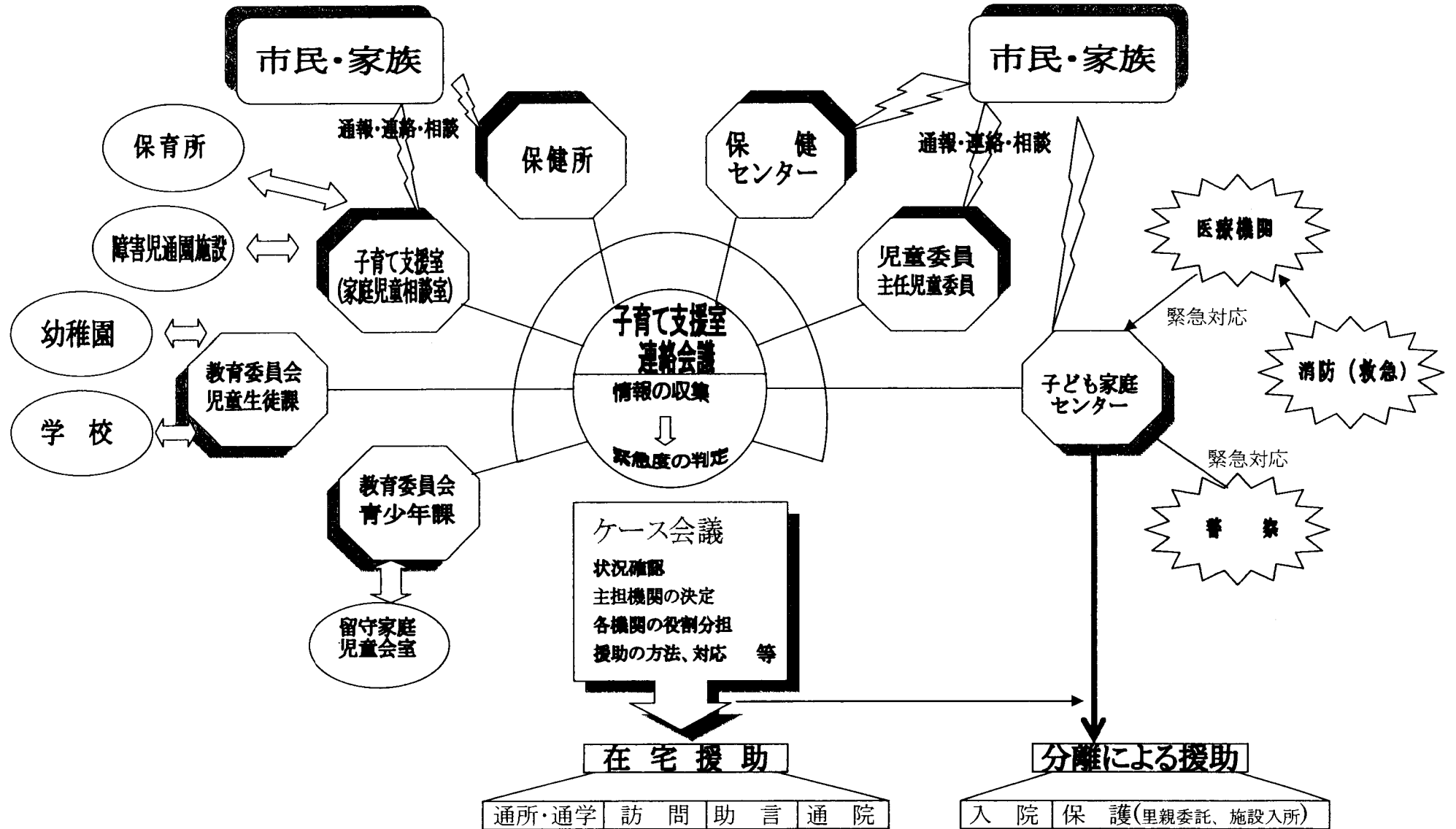
○協議会に関しては、あくまでも「虐待とその予防」を主眼に置き、虐待の延長線上での様々な問題は含むものとしたが、非行や障害に関しては、既にある会議で検討するものとした。それは、課題の分散化や問題のあいまいさを防ごうとしたものである。また、名称も引き続き「児童虐待問題連絡会議」を使用することとした。

○以上のことから、大きな変化はないが、市の責任において虐待防止に努めることが明確になった。児童相談所との役割分担など、戸惑うことも多いが、運営会議などを用いて、主な機関が話し合いを重ねてきている。

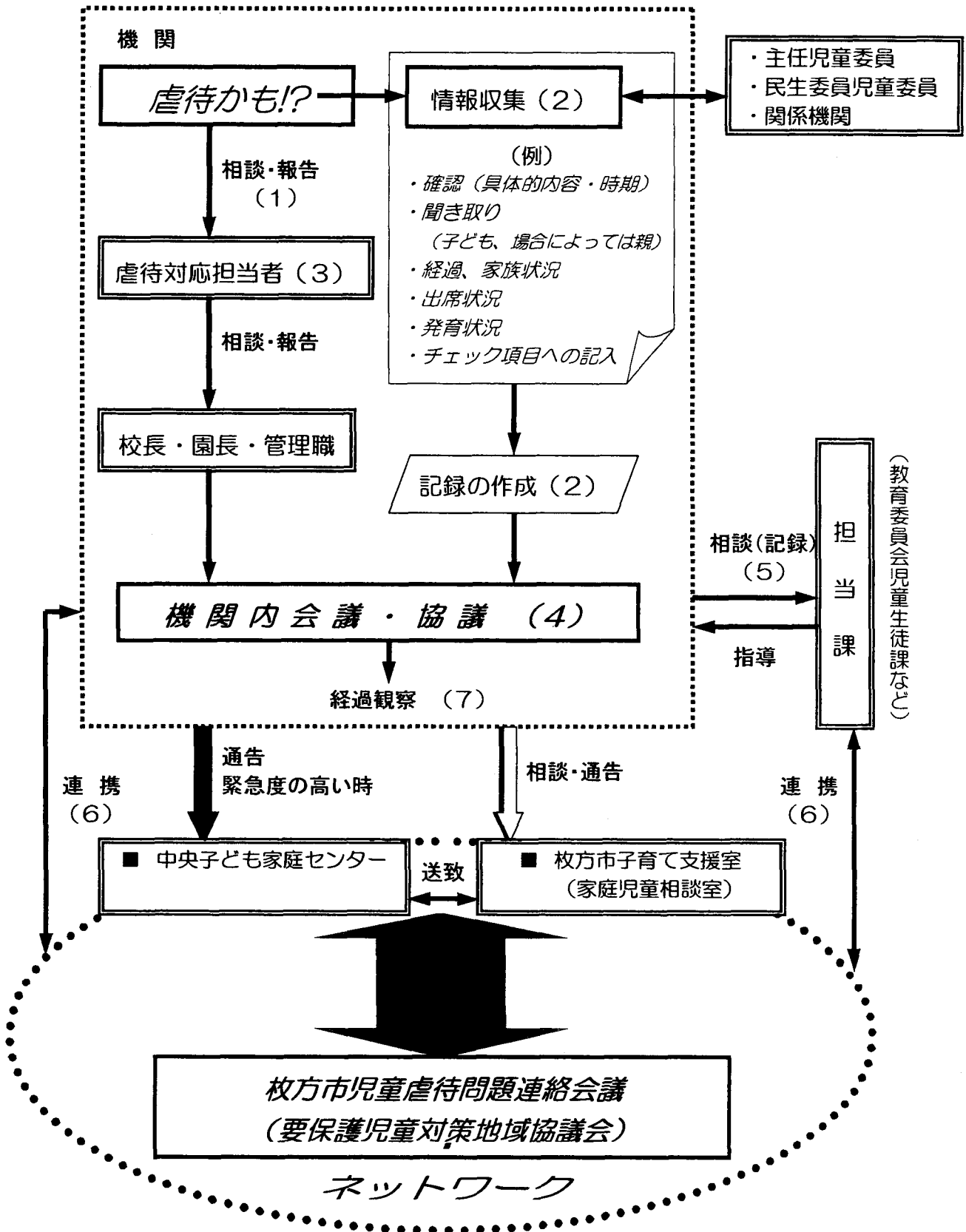
虐待通報・連絡 及び 虐待ケースにおける子育て支援室での対応の流れ



児童虐待の発見から援助までの連携体制



各機関内部での流れ



*「各機関内部での流れ」の
説明は次ページ

(説明)

(1) **相談・報告** 虐待問題については、一人で抱え込まず、職場全体で考えていくことが大切です。虐待を疑ったら、まず、職場の虐待対応担当者や上司に相談・報告を行います。

(2) **情報収集** 必要な情報収集を行います。

できるだけ複数で対応し、必ず記録を残すことが大切です。

※ 記録については次のことに注意してください。

年月日、時間、虐待の状況について起こった経過を追って記録します。傷などについては、大きさ・色・傷の部位など図などに書いて詳しく、また、体調の変化、食事の様子など気になること、保護者がどのように説明したか、子どもがなんと言っているかなどについても記録に残しておきます。

虐待を疑ったら、気になることは記録をとると重要な判断の材料になります。

市民から通報があった場合

市民からの通報の場合、通報者のプライバシーは守られること・行政が責任を持って対応することを伝え、今後の情報提供などの協力をお願いするとともに、勇気ある通報についてお礼を述べます。また、通報の内容から緊急対応が必要と判断される場合は、中央子ども家庭センター等と連携し、対応することを通報者に対して伝えます。

夜間などにおいて危機的な状況が見られるときは、最寄りの警察署、あるいはチャイルドレスキュー110番、中央子ども家庭センター内夜間・休日虐待通告専用電話に通報してもらうよう依頼します。

(3) **虐待対応担当者** 保育所(園)・学校園等においては主任保育士・生徒指導担当者など、その他の機関においては児童虐待問題連絡会議実務者会議の構成員などの中から各機関ごとに「虐待対応担当者」を配置します。

※虐待対応担当者には次のような役割があります。

- ① 虐待の疑いを持った職員から相談を受ける。
- ② 子どもに関する必要な情報収集を行なう。
- ③ 管理職に相談・報告を行い、共に担当課および中央子ども家庭センター等の他機関に相談を行う際の窓口となる。

(4) **機関内会議・協議** 職場において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有化しますが、プライバシー保護については充分注意することが必要です。

(5) **担当課への相談** 保育所(園)・学校園等は担当課に相談します。

(6) **他機関との連携** 通告・相談後、関係機関と連携して子どもを支援していくこととなります。通告・相談したことについては、担当課へ連絡します。

(7) **経過観察** 見守り・経過観察は継続していきます。

相談・通告後の流れ

